

令和元年9月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和元年9月10日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	中 原 敬	介
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋	一
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 皆様、ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和元年9月川棚町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、堀池浩議員及び山口隆議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしておりますとおり、会期日程案のとおり、本日から9月30日までの21日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月30日までの21日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る7月17日、川棚町において、「令和元年度第23回長崎県大村東彼地域基幹農道建設促進期成会総会」が開催され、平成30年度事業経過報告・収支決算報告、令和元年度事業計画案・収支予算案や役員を選任等が行われました。

また、事業の進捗状況や今年度の工事概要について説明を受けたあと、現地視察を行っております。

次に、8月21日、長崎市において「令和元年第2回長崎県後期高齢者医

療広域連合議会定例会」が開催されました。

正副議長の選挙・議会運営委員の選任のほか、平成30年度一般会計歳入歳出決算・特別会計歳入歳出決算・監査委員の選任についての同意等が行われて閉会をいたしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した「議長諸報告」が6月定例会以降、私が主に出席した会議であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書、6月実施分、7月実施分、8月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読を願います。

なお、県議長会主催の「新議員研修会」、「議員研修会」及び「委員長研修会」並びに炭谷議員が出席をした「全国市町村国際文化研究所」の報告書は、後ほど、ご一読を願います。以上で、私からの報告を終わります。

議 長 次に、日程第4「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

町 長 皆様おはようございます。

本日、ここに令和元年川棚町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜わり、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。それでは行政報告をさせていただきます。

まず、8月の九州北部豪雨の関係についてでございます。去る8月27日から28日にかけて長崎県、佐賀県、福岡県の広い範囲において線状降水帯による集中豪雨が発生し、本町におきましても8月28日早朝、土砂災害警戒情報及び大雨特別警報が発表されたところであります。これを受けて速やかに警戒本部を設置し、併せて避難所の開設を行い、対応をしたところあります。幸い本町においては大きな被害はありませんでしたが、佐世保市の歌ヶ浦浄水場が冠水し、浄水場の機能が停止したことから、8月27日の夕方に日本水道協会長崎県支部から本町に対し給水車の応援要請がありましたので、本町水道課職員2名を派遣し、応急給水支援にあたらせたところあります。

こうした本町の対応につきましては、8月28日の午後には開催されました議会全員協議会において速やかに担当課長からご報告をさせていただいたところではありますが、昨年7月の豪雨に引き続く土砂災害警戒情報及び大雨特別警報の発表に改めて自然災害の脅威とそれに対応する日頃の備えの重要性を痛感したところでございます。

また、今回の大雨により、佐賀県と福岡県では死者・行方不明者も発生したほか、特に武雄市と大町町においては甚大な浸水被害が発生しているところでもあります。武雄市からは本町に9月2日に消毒用機材貸出の協力要請がありましたので、煙霧消毒器6台、消毒剤、燃料携行缶の提供を行い、速やかに対応したところでもあります。今回の豪雨災害により亡くなられた方々並びにご家族の皆様にご心から哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々、あるいは被害を受けられた方々に衷心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

なお、日本赤十字社においては被災者救援のための義援金口座を開設し、募集を行っているところであり、長崎県におきましても県庁や各振興局等のロビーなどに募金箱を設置し、義援金の募集が行われております。そこで本町におきましても役場玄関ロビーに義援金箱を設置し、義援金を募集することをしたところでもあります。なお、募集の期間を10月31日までとして直ちに町ホームページに掲載して募集についての情報を発信したほか、広報かわたな10月号にて町民の皆様にご周知をし、ご協力をお願いすることといたしております。

次に、川棚高校女子ホッケー部の活躍についてでございます。川棚高校女子ホッケー部は6月に宮崎市において開催されたインターハイホッケー競技九州地区予選会において初優勝を飾り、7月に同じく宮崎市で開催されたインターハイ本大会においては初戦の埼玉県代表の飯能高校を下し、2回戦では愛媛県代表松山南高校を下し、続く3回戦では滋賀県代表伊吹高校に敗れたものの、念願の全国大会初勝利を飾ったのみならず、ベスト8まで進む好成績を収めてくれたところでもあります。また、この大会によって川棚高校から2名の選手が女子優秀選手として選出をされております。さらに先月伊万里市において開催された国体九州ブロック大会においては、決勝戦で佐賀県代表との接戦を制し見事優勝し、9月29日から茨城県東海村で開催される

「いきいき茨城ゆめ国体」少年女子ホッケー競技の出場権を獲得をいたしました。ホッケー競技少年女子の国民体育大会出場は平成29年の愛媛県で開催された「愛顔つなぐえひめ国体」以来となります。「いきいき茨城ゆめ国体」における川棚高校女子ホッケーチームの健闘を心から念願すると同時に、これを機にホッケー競技がさらに振興発展するよう願うものであります。

次に、小・中学校の空調設備設置工事の完成についてでございます。町内の3小学校及び川棚中学校の空調設備設置工事につきましては、平成30年度からの繰越事業として進めておりましたが、この度すべての学校において8月末に工事が完了し、9月から稼働いたしております。この空調設備の稼働に際しましては、教育委員会において川棚町立小中学校空調設備運用ガイドラインを策定して各学校に配布し、適正な使用について指示を行ったところであります。

このガイドラインは空調設備の使用に関して具体的な運用ルール等について定めたものであり、空調設備導入に伴う児童生徒の健康管理及び地球環境への配慮とバランスを保ちながら、適正かつ効果的に空調設備を使用し、併せて各学校間での統一的な運用を行うために策定されたものであり、各学校にこのガイドラインに沿った運用をお願いしているところであります。

最後に、新庁舎建設に伴う庁舎の仮移転についてでございます。新庁舎建設に伴う庁舎の仮移転につきましては、第1回目の移転作業として、第二別館にあった建設課、ダム対策室、産業振興課、農業委員会の執務室を7月13日から15日にかけて、仮庁舎として改修した郷土資料館の1階に移転を行ったところであります。おかげさまでこれらの部署につきましては特に混乱もなく業務を開始いたしております。次は第2回目の移転作業として11月3日から5日にかけて現在の役場本館にある部署をすべて、現在改修工事を行っている第二別館へ移転することにいたしております。このことにつきましては9月末に配布する広報かわたな10月号で住民の皆様へ周知を図る予定であります。第2回目の移転は第1回目の移転に比べて移転する部署の数や職員数も格段に多く、大変な作業になると思われませんが、移転作業完了後の11月6日からは混乱なく業務が開始されるよう周到に準備し、万全を期して臨みたいと計画をいたしております。

また、移転後の仮庁舎は現在よりもかなり手狭な環境となり、来庁される住民の皆様にはご不便をおかけすると思っておりますが、可能な限り工夫をして極力サービスの低下が生じないように取り組んでまいりたいとこのように考えております。以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案等についてであります。人事に関する同意等の案件3件、令和元年度各会計補正予算6件、平成30年度各会計決算認定7件、条例制定1件、条例の一部改正5件、その他の案件2件であります。提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 _____ **長** これで行政報告を終わります。

(10 : 14)

議 _____ **長** 日程第5「一般質問」を行います。本定例会の一般質問通告者は4人です。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、福田徹議員。

1 番 福 田 皆さんおはようございます。議席番号1番、福田徹です。本日は2つの質問を行います。

まずはじめに、人口減少化対策について町長へ質問します。

人口減少化が進む中、全国にある1,800ある自治体のうち、消滅する自治体が半数にもなろうかという心配がされており、「2040年問題」として注目され、その対策が急務であり、国や自治体ではその対策に力を入れているところであります。

川棚町の人口は平成12年の1万5,325人をピークに減少をはじめ、今年令和元年6月末の人口では1万3,946人となっています。社人研人口推計では、2060年の川棚町の人口を8,360人と予想されており、それに対して平成27年に本町が策定した人口ビジョンではそれを1,740人上回る1万100人を維持する計画であります。そのための方向性として、1つ、雇用の創設、2つ、人の流れ、3、結婚・出産・子育ての支援、4番目に安全安心な町づくりをあげており、具体的には福祉医療費助成制度、乳幼児用おむつごみ袋配布事業、第2子保育料軽減事業、第3子出産祝い金、結婚新生活支援事業など、現在住んでいる方々の

ために魅力ある町づくりの政策を進めております。また、企業誘致や移住者誘致などに取り組み、人口の増加を図っているところであります。

このような中、他市町では進出企業や転入移住者に対し、高額な補助金を設定しているところが見受けられます。しかし、補助金制度での対応は本町の財政負担を考えると、現行の補助金に上乘せなど、他市町村との金額での競争はすべきでないとは考えます。というのは、本町の財政状況は経常収支比率が89.7%となり、義務的経費の中の扶助費が毎年増加する一方であります。また、今後白石に新しくできた東彼地区保健福祉組合のごみ焼却場の起債償還が始まり、川棚町の負担が増加します。加えて、役場庁舎建設の起債も控えており、本町の財政の硬直化は目に見えています。

そこで、歳出を伴わない優遇策での企業誘致、定住者等の確保ができないか。つまり、企業や移住希望者に対しては、最初の魅力は少ないけれど、長期的な面で他市町村をしのぐ優遇策が取れないかというものです。例として、企業・個人にかかわらず固定資産税の10年ごとの優遇策などが考えられないか。つまり、転入当初の補助金などの歳出を抑え、固定資産税として入ってくるであろう税金をなかったもの、定住者が来なかったもの、現状の町の情勢の中でプラスマイナスゼロの考えができないか。その代り、町としてのメリットとして、人口や交流人口の増加や企業活動による経済活性化が得られるのではないか。2つ目に、交付税算定補正係数の上昇による歳入の増加などが考えられるのではないか。以上の考えから、歳出を伴わない優遇策での誘致を進められないか尋ねます。

次に、本日はこの質問に対し説明資料、2枚ものを皆様方に配布しております。質問の内容の説明で足りないところや不明な点もあろうかと思っておりますので、参照していただきますようお願いいたします。

2番目の質問です。絵本「だいちゃんとうみ」について、教育長へ質問します。

現在、川棚港の改修工事（県営事業）が進められていて、よく知られているのは、川棚川河口の下百津埋立地と思いますが、白石港もその事業の1つで、この資料の冊子にあります、北側のコンクリート製の堤防の内側を少し広げて、物揚場などを整備する予定になっております。資料には白

石港のインターネット、G o o g l eより転載した航空写真を載せています。参考にしてください。

ご覧のように、今申しましたコンクリート製の堤防の北側、白石港の中央になりますが、石積みの堤防があり、二重に堤防がなっております。その白石港の中央にある古い石積みの堤防が、川棚町を舞台とした絵本「だいちゃんとうみ」の大事な一場面に登場します。

この絵本の著者は太田大八氏で大村市出身の方です。ご存命であればちょうど100歳になられていたのだらうと思います。平成28年で97歳でお亡くなりになりました。その太田大八さんが主人公だいちゃんとして子どもの頃、川棚町白石郷のいところであられるこうちゃんのおうちに遊びに来られた夏休みのことを絵本にされています。当時のことが目に浮かぶように描いてあり、高齢者の方には懐かしく、ご自分の体験記のように感じられるのではないのでしょうか。

この本は以前活動していた東彼「子どもの本の会」でよく読み聞かせされていて、そのとき出会ったもので、私も大好きな本の1つです。ちなみにこの作品は出版された年、1992年の「第15回 絵本にほん賞」を受賞しています。

そこで、この素晴らしい絵本をもっと町民に読み親しんでもらえるように、また、当時の美しい海に思いを馳せ、故郷の海を大切に作る心を育んでいくことができたらの思いから、白石港に顕彰のモニュメントを設置できないか尋ねます。以上です。

議 長 町長。

町 長 福田議員からは2つの質問をいただきましたので、最初の人口減少対策についてのご質問に私の方からお答えをいたします。

日本創成会議が2014年5月に提言した「ストップ少子化・地方元気戦略」では、全国市区町村の約半分の896市区町村が高い割合で人口が流出するため、特殊出生率が上がった場合でも、2040年には消滅の危機に直面するとされ、これらを消滅可能性都市としたもので、この推計には問題があるとの批判も多くありますが、具体的な自治体名が公表されたことから、該当する自治体は大きな衝撃を受けたところであります。

具体的には2040年の20歳から39歳までの女性の数を試算し、そ

の結果を2010年と比較して、30年間で50%以上減少する自治体を消滅可能性都市としたもので、長崎県では長崎市、佐世保市、大村市を除く10市と、小値賀町、新上五島町、東彼杵町の3町が消滅可能性都市に該当するとして公表されており、幸いにも川棚町は含まれておりませんが、試算では48.9%とぎりぎりのところでありました。

ここで誤解がないようにしておきたいのですが、ここでいう消滅とは消えてなくなるという意味ではなくて、現在の自治体機能を維持できなくなる可能性があるということでもあります。この提言を受け、同年12月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、その後、国の長期ビジョンと総合戦略も立てられまして、本格的な地方創生の取り組みがスタートしたところでもあります。本町におきましても、国県の総合戦略と整合性を図りながら、平成27年12月に「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に今取り組んでいるところでもあります。

また、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、高齢者人口全体も約4,000万人とほぼピークに到達し、社会保障費が大きく上昇すると見込まれている一方、地域社会や社会保障を支える就業者数が日本全体で900万人以上減少することから、1.5人の現役世代が1人の高齢者世代を背負うこととなり、いわゆる社会保障2040年問題として大きな課題となっているところでもあります。

そこで、議員のご質問の「歳出を伴わない優遇策で企業誘致や移住者対策が進められないか」との質問ではありますが、まず、例としてご提案いただきました企業・個人に関わらず、10年ごとの固定資産税の優遇策については、確かに歳出は伴いませんが、歳入面で固定資産税が減収となり、減収に対する国県の補填制度もない状況であります。これにつきましては、先ほど壇上で議員から質問もいただきましたので、後ほど再質問していただきまして、議論をさせていただきたいと思っております。

また、誘致企業や移住者だけを対象とした優遇策では、既存の企業や住民との不均衡が生じるため、その分を含めて優遇するとなると、町財政に大きな影響があると考えられます。そして、町財政にあまり影響を与えない施策となりますと、歳出があっても収入で賄われる施策、例えば総合戦略に掲載した若者宅地分譲事業などが効果的でありますので、このような

施策に引き続き取り組んでまいりたいと、このように考えております。

冒頭述べましたように、本町の総合戦略は2060年までの人口減少をできるだけ緩和することを目的に進めているものであります。この戦略に掲げた施策を毎年PDCAサイクルで検証しながら、長期に継続していくことが今のところ人口減少対策としては最良ではないかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 2点目の絵本「だいちゃんとうみ」についての質問にお答えいたします。「だいちゃんとうみ」の著者である太田大八氏は、1918年、大正7年に大村市に生まれ、多摩帝国美術学校卒業後、絵本の創作や児童書の挿絵画家として絵本界の第一線で数多くの作品を手掛けて活躍され、この間数々の賞を受賞し、2016年、平成29年に他界されております。

1992年、平成4年、「第15回 絵本にほん賞」の受賞作品である「だいちゃんとうみ」は、太田大八氏の代表作としても知られているようであります。この作品は議員の質問要旨にもあるように、川棚町を舞台に、作者自身を主人公として子どもの頃、白石のいとこの家を訪れた夏休みのことが描いてあり、自然豊かな大村湾で早朝から日が暮れるまで、自然にどっぷりと浸って遊びつくす子ども達の姿が描かれています。また、当時の川棚の風景が描かれ、言葉も耳慣れしている方言が使われていることから、古き良き川棚の夏の情景が思い浮かびます。

議員からはこの素晴らしい作品をもっと町民に読み親しんでもらえるように、また、当時の美しい海に思いを馳せ、故郷の海を大切にすることを育んでいくことができたらの思いを述べられておりますが、私も議員と同様に考えるところであります。

そこで、公民館図書室及び町立小中学校の図書室において、この「だいちゃんとうみ」の所有状況を確認したところ、各図書室に1冊ずつを所有しているところであり、子どもたちに勧めるために表紙に「川棚の海が物語の舞台です」と書かれた紹介文を貼り付けたり、毎年夏休みにはおすすめ絵本のコーナーに配置したりするなど、工夫して紹介している学校もあります。

私も今回議員の質問を受け、初めて読んだところではありますが、まだまだ町民に読み親しまれている状況ではないと考えますので、今後、各図書室においてポップを作成したり、町広報誌、教育委員会広報誌スマイル、学校だより、町ホームページにも掲載したりして「だいちゃんとうみ」を紹介したいと考えています。また、川棚町読書フェスティバルや、愛育食育フェスティバル等のイベント等において、町内の読み聞かせボランティアの皆さんにも協力を呼びかけ、読み親しんでもらえるような活動に取り組みたいと考えています。

議員からは「顕彰のモニュメントを設置できないか」とのご質問であります。顕彰のモニュメントとする場合、顕彰に値するその功績がどのようなことであるのかをまず考えなければならないと思います。議員からは今回の一般質問に先立ち、直接この提案のお話をお聞きしておりますので、議員の思いについては理解するところですが、この作品をもっと町民に読み親しんでもらえるような取り組みとするために顕彰モニュメントの設置が必要であるかどうかは、町内で読書活動推進等を行っている皆さんのご意見を伺ってみたいと考えております。現時点では設置することは考えておりません。しかし、故郷川棚の当時の美しい海に思いを馳せ、故郷の海を大切に作る心を育んでいくために、この「だいちゃんとうみ」を自然教育や環境教育、また、故郷教育の中で学校教育の教材として活用していきたいと考えているところです。以上、私の答弁とさせていただきます。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 まず1問目の方から再質問させていただきます。先ほど町長の方の答弁で、固定資産税等を川棚町が取らないと国や県の補填がないということは、取らなかったことに対するペナルティとかということで、現在の交付税等が減らされるというふうな意味合いでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。そうではなくして、先ほど議員が交付税算定の優遇措置がその分得られるのではないかというご発言がありましたので、そのことについて再質問いただければ議論したいということなんです。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 交付税措置の分に触れたところは、実際に入って来られた、

進出してきた企業、そういったのがあるから交付税は上がるのではないかと。ただ、そういった方々からの固定資産税は入ってこない。入ってこないというか、減免とかいろんな、ここには10年ごとと書いていますけれど、そこはやり方次第だろうと思いますので、まずは固定資産税が無料なのか、減額なのか、そういったのはさておいて、進出企業・転入者からの歳入は当然普通はあるんですけど、そこをなかったものとして、町は取らないから、本人にとっては優遇策になるんですよというふうなアピールの仕方ができないかという、ちょっと理解できないですかね。

ちょっと変えます。転入者が来ます。そして、いろんな税金を払いますよね。で、税収が上がる。それを目指して転入を促進しているわけですけど、なかなかそういう、うまく転入者が増えない。だから、補助金を上乗せ上乗せしていろんな各自治体と、他所の自治体と競争しながら企業誘致なり移住定住を促進するというのは、町の財政支出を伴うので、先ほど町長もちょっと触れられましたが、既存の企業や今住んでおられる方の税金で蓄えたものを、補助金とかいうので出すのは不満も出てくる。だから、財政支出を伴わないので町の負担も減るのではないか、負担が増えないのではないか。ご理解どうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。まず、今本町で人口減少対策として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して取り組んでおります。その中に確かに議員がおっしゃるように補助金を交付をして、そして流入人口を図ろうということで、その代表的なものとしたしましては数年前に実施をいたしました、先ほども言いましたように若者定住のための分譲事業、これにつきましては確かに補助金を交付をしましたがけれども、転入したことによってそこにそのあと固定資産税も当然入りますし、住民税も入ってくるわけですので、それは補助をした分以上にそういった効果が直ちに見込まれるということで、そういった事業を展開してきましたし、今後もそういった事業ができればということで今検討いたしております。

福田議員が今おっしゃった10年後、転入して来ていただいた方は9年間、例えば住民税、あるいは固定資産税を納めてもらうことになります。それをなかったことにして10年後に固定資産税を免除すればいいんじゃない

かというような発想ではないかと理解したんですけど、そうでございますか。もしそうした場合にですね、これは固定資産税を減免する場合には、地方税法でその規定がありまして、特段の理由がなければ減免できないわけですね。

今、例えば工場設置奨励条例に基づいて企業誘致をした企業に対しましては、固定資産税の減免をいたしております。あるいは、専ら住宅用に供する建物、あるいはその土地につきましては、これは地方税法の340条で規定をされておまして、小規模住宅につきましては6分の1、それ以外を3分の1の減免ができるようになっております。こういった法律に基づいた制度でありますと、それについては基準財政収入額からその分差引くということで交付税が計算されますので、いわゆる補填されると、国から補填されるという結果になりますので、そういった制度はやっぱり有効に使うべきだということで、現在工場設置奨励条例もそういった形で定めております。

しかし、議員が今提案されたことについてはその補填がないということから、丸々町の支出につながるということで、あまりメリットはないのではないかと、このように申し上げる次第でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 番 福 田 10年ごとの優遇策という、10年ごとという縛りが私の方でまずかったかなとも思いますが、最初から減免する措置はいろんな進出企業とかにも移住された方に対しても、数年かはいろんなところでやっていて、川棚町もあるんじゃないかなとも思うんですが、そういうのを長くするとかですね、要は、先ほど白石の若者定住化策ですか、あれもどちらかといえば支出を伴わない、伴わないと言いますか、もともとあった土地ということで私は理解をしているんですけど、だからあれを売って固定資産をもらうんじゃないかと、そういうふうな直接的な金銭のやり取りがない補助制度ができないかということで、これを固定資産税に限らずですね、何かいろんな優遇策が取れないか、そういうふうな検討ができないかということで、大元のところをお聞きしたいんですけど、どうなんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。議員から先ほど壇上でもおっしゃったように、経常収

支比率が非常に高くなっているということから、これ以上の補助金の、いわゆる補助金を増やすということは、あまり財政運用上好ましくないというような観点からのご質問でございますが、結果的に今おっしゃっている、10年ごとに固定資産税を減額するという制度につきましても、結果的にはそういったことにつながります。いわゆる収入が減るわけですので、そこについては大変財政的には厳しくなるのではないかと思います。

それと、10年後に固定資産税を減免しますという制度については、あまり転入者にインパクトはないのではないかとということも考えますし、積極的にそういった制度を構築しようとは考えておりません。以上でございます。

議 _____ **長** 福田議員。

1 番 福 田 10年ごとということ、そういうふうなことができないということですが、それはできないものは仕方ありません。じゃあ方法を変えて、例えて言えば、固定資産税の払い戻しじゃなくてですね、定住して10年、川棚町に住んで10年経ったお祝い金と言いますか、そういった名目でもいいかと思うんですが、それはお金を出すので、私は本来の趣旨ではないんですけど、もらうものをしばらくもらわない。もらうべきものをもらわない。そういうことができないかという、原点です。それがこの質問の。というのは、借金してまでお祝い金をあげて、10年住んでもらえばそれでペイできるから、先に10万円、10万円じゃない、まとまった補助金を出すじゃなくてですね。それを出さない。要するに、要は借金してまでは出さない。借金とは言いませんけど、歳出を抑えるという発想ですね。そういうことができないか。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。今まで質問されたこと、答弁したものと同じようなことになると思いますが、ちょっと視点を変えて答弁いたしますと、まず、固定資産税の減免というのは、基本的には地方税法の340条で決められておりまして、それを受けて町の条例の第71条に規定をいたしております。減免ができる場合には、1つは貧困であること、2つ目は災害を受けたこと、3つ目がいわゆる公益性があることに対しては減免が可能です。以上です。

例えば、各地区の公民館の敷地については、これは公益性が認められて減免をいたしております。これについては先ほど言いましたように、基準財政収入額からその分減額をいたしますので、交付税として入ってきます。しかし、議員がおっしゃるような固定資産税の減免制度というのは、その交付税措置がありません。したがって、非常に安易にそういった制度をつくるということは私はいかななものかと考えます。

それともし転入者だけ、あるいは誘致企業だけそういった減免制度をつくりましたら、ほかのいわゆる住民に対しての不均衡が生じると。いわゆる課税の公平という原点が崩れてしまうということになりますので、あまり積極的には取り組もうという考えはありません。ただ、他の自治体では何かこういった制度も少しはあるようでございます。そこは財政状況が非常に良いところかもしれませんので、本町の今の状況では考えられません。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 はい。だいたい町長の言われることがわかってまいりました。その分についてはまた研究して、次の質問に備えたいと思います。では、2問目に移ります。

だいたいこの絵本については教育長もかなりご理解いただいて、教育でも活かしてまいりたいというふうなご答弁じゃなかったかと思います。顕彰ということで、功績がどうのこうのということがありましたので、私は、太田大八さんが大村であり、川棚町ではありませんので、なかなかそこら辺の個人的な功績と違っていうんじゃないかと、私はこの本自体が全国に広がれば、資料にも挙げておりますが、裏の最後のところには川棚町の、この資料はちょっと見にくいですけど、川棚町の地図が載って、その舞台の足取りがつかめるような本になっております。こういうこともあり、広く川棚町を全国的にアピールできるものだと思いますので、こういうものを例えて言えば顕彰とかいうんじゃないかと、記念碑的なものでもいいですし、本を紹介するものとしてモニュメントって言いますか、掲示板、掲示板といえは軽いイメージがしますが、モニュメントができるなら、町のいろんなイベントでする際の、具体的な提示できるものとして利用できるんじゃないか。また、子ども達もここだなどはっきりわかるわけ

ですので、もう一度、そういう観点から設置できないかお聞きします。

議 長 教育長。

教 育 長 ただいまの福田議員のご質問にお答えいたします。福田議員の思いというのはよく私も理解するところです。そういったことで川棚を全国的に理解してもらおう。また、子ども達にこの絵本を通じて豊かな心、そして故郷を思う心というのは十分培われてですね、絵本を通して子ども達の心を育むことができると私自身も考えております。

ただ、発信方法としてですね、どうあったらいいのか。今はインターネット等で全国津々浦々、または世界中に発信ができるような時代です。そういった発信方法を考えた方が私は効果があるのではないかなと考えているところです。

そして顕彰、モニュメントをつくるとなった場合、その基準というのがですね、十分こう練られてないんですよ。川棚町を掘り起こしていけば、川棚町に功績のあった人物というのはたくさんいらっしゃると思います。そしてまた、川棚を広めることが行ったようなことをされた方、歌を歌った方とかですね、詩を書いた方、映画とか、そういったことでもたくさんあると思われるんですよ。ですから、そのモニュメントをつくるに値するかどうか。問題なく太田大八さんは素晴らしい方で、各種の賞も取られておりますので、素晴らしい方だとはわかっておりますけど、顕彰碑をつくる、モニュメントをつくるとなった場合がどうなのかというのをもう一度みんなで考えたいと、私自身は思っているところです。以上です。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 先ほど登壇されたときの折にも、委員会等で協議を、検討もしてみるというふうなことでしたので、ぜひあげていただいて、これだけというわけにもいかないという、教育委員会の支援も大事かと思っておりますので、もう一度検討していただいて、そういう結論が出たらちょっと教えていただければ、これは先方があるということですので、そういう連絡もしなくてはなりませんので、どうぞよろしくお願いします。私の質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 先ほど答弁の中で、地方税法の条文を間違っておりました。

専用住宅の場合の課税の特例については340条と言いましたけれども、349条でございます。それから固定資産税の減免規定はですね、367条ということで訂正をさせていただきます。以上でございます。

(10:54)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:54)

(…休 憩…)

(11:09)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** 次の質問に移る前に、ただいま町長より先ほど行われました行政報告に関して一部修正があるということでこれを許可しておりますので、それを先に行いたいと思います。町長。

町 _____ **長** 大変失礼をいたします。冒頭行政報告を申し上げましたが、その中に大きな誤りがありました。4番目の新庁舎建設に伴う仮庁舎の、庁舎の仮移転についてであります。第2回目の移転作業として11月3日から5日と申し上げましたが、これは2日から4日の誤りでございます。したがって業務の開始につきましては、11月5日からということになります。訂正してお詫びをさせていただきます。大変失礼しました。

議 _____ **長** 引き続き一般質問に移ります。次に、堀田一徳議員。

10番堀田 おはようございます。10番、堀田一徳です。今回2問質問をいたします。1問目、防災体制の整備について質問をいたします。

近年、各地で災害が発生しており、本町でも平成30年7月6日、大雨により土砂災害が発生する危険が非常に高くなったことにより、長崎地方気象台は本町に土砂災害警戒情報を発表。これを受けて本町は、町内全域に避難勧告を発令しました。また、先月末にも九州北部で前線が停滞し、記録的な大雨となり、最大級の危険が迫ることを示す警戒レベル5が佐賀県、福岡県、長崎県に発表をされました。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し「川棚町地域防災計画書」が策定されています。災害対策本部の設置などの特別な対応が求められる災害は頻繁に発生していませんが、災害は突然

発生するもので、普段からの整備対応が求められていることから、以下の点を尋ねます。

①職員に対し、防災知識及び活動についての研修会等防災教育を計画的に開催する考えはないか。

②職員の災害時の防災服の着用の規定はあるのか。

③小型無人飛行機（ドローン）を持っている団体や個人と提携し、被災状況の迅速な確認を行い、適切な対応に活かす考えはないか。

④大雨などの災害時、避難誘導や水害対応など、危険が迫った際の消防団員が自ら身を守る「退避判断基準」はあるのか。

⑤学校体育館は災害時の避難所となっているが、備蓄倉庫を設ける考えはないか。

2 問目、運転免許証返納者に支援を。東京池袋で4月、87歳の男性が運転する車が暴走し、12人が死傷するなど、高齢ドライバーの交通事故が問題となっている。高齢になると年齢が上がるほど死亡事故を起こしやすい傾向であり、ブレーキとアクセルの踏み間違えなど操作の誤りによる事故が多い。

2017年施行の改正道路交通法で、高齢ドライバーに対する認知機能検査が強化され、施行1年目、全国で約5万7,000人が認知症の恐れがあると判定された。約1,900人が医師の診断を得て免許取消や停止となりました。

近年、運転免許証の自主返納が増加しております。本町でも2018年に19人だったのが、2019年8月14日時点において既に34人と増えております。返納後は買い物や通院など生活に不便が生じるので、自主返納された方全員に新たな制度としてタクシー利用券を配布できないか尋ねます。以上です。

議 長 町長。

町 長 堀田議員のご質問にお答えします。まず、防災体制の整備についてのご質問につきましては、5つについてご質問いただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、「職員に対し防災知識及び活動についての研修会等防災教育を計画的に開催する考えは」についてであります。災害が発生した場合にお

いては、川棚町地域防災計画書に基づき災害警戒本部、災害対策本部を設置し、災害の規模に応じて第1配備から第3配備までの3段階の区分により職員を配置し、対応することといたしており、第3配備の場合においては全職員を配置するものであります。

昨年7月6日の西日本豪雨においては、大雨による土砂災害警戒情報が発表され、本町は災害対策本部を設置するとともに、町内全域に避難勧告を発令し対応したところでありますが、そのときの教訓として災害に適切に対応するための職員の研修等が必要であると感じたところであります。

そこでまず、今年5月に災害担当部署である総務課防災交通係長を千葉県にある市町村特別中央研修所、いわゆる市町村アカデミーの「災害に強い地域づくりと危機管理」という9日間の専門実務課程の研修を受講させたところであり、そして私自身も5月に消防庁が開催した市町村長の災害対応力強化のための研修を受講してきたところであります。こうした研修を通して防災体制の整備については、災害担当部署の職員以外の職においても、災害に対応するための研修を行うことが重要であるということを認識したところであります。

そのようなことから、国や県の専門家派遣事業を活用して、災害に関する専門家を招いての職員研修を開催するよう計画をしており、なるべく多くの職員に受講させたいと考えているところであります。また、先月8月28日早朝にも土砂災害警戒情報並びに大雨特別警報が発表されましたので、警戒本部を設置し、併せて避難所の開設を行ったところであり、改めてこうした取り組みの必要性を痛感したところであります。

次に②の「職員の災害時の防災服の着用の規定はあるのか」についてですが、現在のところ職員の災害時の防災服に関する規定は設けておりません。災害時においては住民の方々の避難誘導や避難所運営、避難所設営、外部関係団体の連携などにおいて、混乱を避ける方法として外部の人から見て災害対応の職員であることが容易にわかるようにすることが重要であり、何らかの対応策が必要ではないかと考えております。

対応規定を設けている団体の自治体などを調査したところ、災害時用の防災服等の装備については防災服の着衣だけではなく、対策班ごとの役割を色分けしたベストや帽子等を揃えているなど、いろいろな方法があるよう

でありますので、今後計画していく避難所の要員配置などの計画と合わせながら、本町においてどのような防災服を装備していけばいいのか検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、「小型無人飛行機（ドローン）を使っている団体や個人と提携して、被災状況の確認を行い、迅速な対応に活かす考えはないか」についてありますが、ドローンの活用につきましてはドローンの普及によりさまざまな分野において活用が進んでおり、災害現場におきましても土砂崩れの現場など、特に人が近寄れないような現場において被災状況の把握などに有効に活用されており、国土交通省が各地方整備局に配備している緊急災害対策派遣隊においても装備され、災害現場において効果を発揮しているようであります。

町内においてもドローンを保有する団体がありますので、災害時においてそうした団体の協力が得られないか確認したうえで提供いただく場合の費用負担、事故、故障が生じた場合の補償などを含めて、災害時の活用についての協約締結などが図れないか検討してまいりたいと思います。

次に、「大雨などの災害時、避難誘導や水害対応など、危険が迫った際の消防団員が自ら身を守る「退避判断基準」はあるのか」というご質問についてですが、本町の消防団においては平成26年8月に消防や災害時などに際しての消防団活動の安全を確保するための基本事項をまとめた川棚町消防団安全管理マニュアルを策定し、各分団を通じ、団員に周知を図っているところでございます。このマニュアルは平成23年3月に発生した東日本大震災において、勇敢にも活動にあたった消防団員に多くの犠牲者が出たことから、それを教訓として消防団員の安全確保を図るため策定されたものであります。

消防団員の安全管理の優先は、自己の安全確保が第一優先であり、ご質問にある、危険が迫った際の消防団員が自ら身を守る「退避判断基準」という以前に、幹部は団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握したうえで、危機要素等を周知徹底し、安全かつ適正な消防活動の実施に努めるとしているところであります。特に、大規模災害時には、無理な行動による二次災害を防ぐということが大原則でありますので、そのことを徹底するために安全管理や任務遂行を前提とする積極的行動対策で

あると考え、踏み止まる勇気を持つことも必要であると明記しているものであります。したがって、以上のような行動原則に基づいて消防団員は活動を行うものであるということをご理解いただきたいと思います。

次に、「学校体育館は災害時の避難所となっているが、備蓄倉庫を設ける考えはないか」というご質問についてであります。災害時の備蓄品につきましては、現在計画的な備蓄を図ろうと計画しており、長崎県の災害時の物資備蓄等に関する基本方針を参考にして本町の備蓄目標等を設定し、計画的に5年間を目途に整備することといたしております。

備蓄を図る場所としては役場庁舎、指定避難所、自主防災組織結成地区の公民館などと考えておりますが、それぞれにおいて設置スペースがあるかどうか、ない場合には専用備蓄倉庫を設けるのか、その場所をどう確保するのかといったそれぞれの施設の管理者との調整が必要になると想定しております。また、それぞれの指定避難所にどのような種類の備蓄品を、どの程度の数量を備蓄するのかにつきましてもこれから検討していくこととなります。

しかし、指定避難所となっている各学校においては、現在備蓄品を保管するための場所の確保が厳しい状況であり、備蓄品を保管するためには専用の備蓄倉庫等を新たに設ける必要があると考えられます。このことにつきましては今後管理者である学校側と協議を行い、対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、運転免許証返納者の支援についてのご質問にお答えいたします。議員のご質問にあるとおり、高齢ドライバーによる交通事故は大きな社会問題となっており、今年4月に東京都池袋で発生した87歳の男性が引き起こした、母子2名が死亡し、8名が重軽傷を負った事故は大変痛ましいものであり、記憶に新しいところであります。また、今年9月21日から実施される秋の全国交通安全運動においても、高齢運転者の交通事故防止が重点項目の1つに掲げられており、その中においても運転に不安がある高齢運転者には免許証の自主返納の検討を促すよう、具体的に記載をされているところであります。今後、いわゆる団塊の世代が高齢化することにより、高齢者ドライバーの数が急激に増加をすると予想され、交通事故を未然に防ぐためには、運転に不安がある高齢者に対して、運転免許証の自

主返納を促すことがますます重要になってくるものと思います。

しかしながら、本町のような公共交通機関が十分に発達していない地方においては運転免許証を返納するということは文字どおり生活の足を手放すことを意味する大変苦しい選択であり、そういった中であって自主返納を促すには、行政として何らかの支援を講ずべき時期に来ていると、このように認識をいたしております。交通安全の担当課である総務課で把握しているところによりますと、既に県内他の市町村においても支援策をスタートしている自治体があり、高齢者で運転免許証を自主返納した方が運転経歴証明書の提示と共に申請をすることにより、その自主返納時に1回に限りタクシー券やバス利用券の交付を行うといった制度が一般的にあるようであります。本町においてもそうした他市町村の実施例を参考にしながら高齢者の運転免許証自主返納に対する支援制度の構築を図っていくよう事務を進めてまいりたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 最初に防災体制の整備について質問していきたくと思います。①番目で、研修会等防災教育を計画的に開催する考えはないかという質問に対して、防災係長、あるいは町長も研修会に行かれたということです。その研修会に行かれたのは2人だけでしょうけど、その後職員に対してどういうふうな説明をされたのですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。私は先ほど言いましたように、消防庁の主催で研修会がありましたので、そこを受講したわけですが、これについては首長としての対応についての研修会でありましたので、特に職員に伝えることはいたしておりません。ただ、担当係長が出席したことについては、私共、復命書は見ておりますが、その研修の内容を職員に伝えるということはまだしていないようであります。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。確かに、過去に職員さんでそういった防災教育あたりはないように聞いておりますけど。災害が発生するわけですね。一応警報が出ますと、第1配備に対して総務課から企画課、農林水産、建設課の課

長さんが出られると思うんですけど、そういった中で災害発生からそういった職員を招集するときの体制訓練的なものですね。体制訓練と言いますかね。災害が発生しました、すぐ来てくださいというようなことは、訓練みたいなことはやっぺらっぺらやるのでしょうか。

議 **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 スムーズに、そういった招集がスムーズに行われるような確認は行っているのでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。お答えします。具体的な訓練はしておりませんが、こういった災害が頻発しておりますので、せめて机上訓練ぐらいはしなければいけないと今考えております。そういった中で、大雨が予想されるとき、あるいは台風が接近してきているときには、必ず課長会議を開催し、そして地域防災計画書の確認を行い、それぞれの課長の役割分担を確認しているところであります。以上でございます。

議 **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。あまり大きな災害がないわけですので、ある程度警戒情報が出たら毎回第1配備で出動をされているというふうな話は聞いています。そういった中で職員さんにですね、こういった状況、計画的に防災教育をしていくのかですね。その辺を、ただ検討しますだけではないし、あるいは各課長さんあたりが全部寄ってもらって机上訓練をするとかですね、そういったシミュレーションあたりの訓練をしていいんじゃないかと思えますけど、そういった訓練の計画はございませんか。

議 **長** 町長。

町 **長** 職員研修の計画については担当課長から答弁をさせます。今、シミュレーションをした訓練というのは、私が先ほど言いましたように机上訓練と同じようなことでありますので、そういった訓練は必要だというふうに今感じております。以上でございます。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。先ほどの訓練の計画ですけれども、今、重要性として考えておりますのが、まず、現在警戒のレベルが5段階に分かれまして、非常に対策を講ずるようというものが求められております。そこでやっぺ

り近年痛感しておるのがですね、警戒本部を設置する以前に、やはり避難準備情報というものを出示まして、早めに避難を促すという、これが非常に求められております。

それでこの点におきまして、避難所の設営ですね。警戒よりも早くむしろしなければいけないような状況になっておりまして、その避難所を設営した場合の職員の対応、どのようにやっていくのか、どのような点が重要なのか、そういった研修ですね。これがまずは重要じゃないかなというふうに考えております。また、町長も先ほど答弁いたしましたけれども、このシミュレーションですね。警報等発令した場合、いかにその体制が整うのか、その時間等計測して、万が一に備えてそつなく体制が整う模擬訓練というふうに言われておりますが、これも今県内でもですね、それをやっているところは徐々に増えております。そうした実際の出動まではしないまでもですね、いかに警戒本部なり対策本部なり、この体制を整えるか、そのための訓練というのがですね、研修も含めて必要ではないかなというふうに考えております。以上です。

議 長 堀田議員。

10番堀田 そういうことで、職員の方に周知をしてほしいと思います。防災知識あたりもですね、皆さん全部集めてというのはなかなか難しいと思いますので、研修プログラムみたいなところがたぶん文章で、職員に対する防災の知識をですねするための、そういった書類あたりがあると思うんですよね。そういったものを各職員さんに配布でもしてもらえば、皆さんがもっと防災意識を高めるんじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。議員ご指摘の通りですね、現在あります防災計画、これに対応は定めておりますが、いざ実際の対応となるとですね、もっとそれを詳しく書いた、そういったマニュアルというものがやはり必要ではないかというふうに考えております。そこまで本町独自にですね作れるのか、あるいはそういった教本的なものがあるのか。これにつきましては調査を行いましてですね、なるべく具体的でわかりやすいもの、こういったものをマニュアルとして職員に配布ができればなというふうに

考えておりますので、この点はすぐにできるのか、あるいはなるべく急がないといけないとは承知をしておるんですが、いつにできるかというのはですね、ここではちょっとお答えできませんが、その必要性は十分に感じているということでご理解いただきたいと思っております。以上です。

議 **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。そういうことで職員の方にですね、私達住民も一緒と思えますけど、防災意識を高めてもらえるような計画をしてほしいと思えます。

2番目の職員の災害時の防災服の着用ですね。これは確かに先ほど町長の答弁の中でありましたけど、避難所等に行ったときにやっぱり役場の職員か、あるいは避難者か、あるいは手助けする住民かわからないということですので、やはり役場で災害警戒本部を立てられたときにも消防団の人とか、消防団の人は制服をちゃんと着て、消防団というのがわかります。ただ、職員の方は普通の背広姿とかシャツ姿ではちょっとわからないわけですね。そうすると、やはり町長とか副町長、あるいは総務課長あたりの方はよくテレビとか防災関係の本部とかでちゃんとした制服がありますけど、そういった中で川棚町とか、あるいは総務課なら総務課とか、そういったものを後ろのシャツあたりにですね、ネームで入れるとか、建設課とかあるいは農林課とか、そういった担当部署のあれを入れてもらおうと、外部からもし来たときでもすぐわかるんじゃないかと思うんですね。だから、しっかり服を作れば財政的にはちょっと厳しいだろうと思うんですけど、ベストあたりで総務課とかそういった、あるいは副町長とかそういったものを付けたらいいかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。お答えします。さきほど壇上で言いましたように、今後そういったことを計画をしていきます。私といたしましても、今、堀田議員がおっしゃったようなことを頭に描いております。しかし、大都市と違いましてやっぱり1万4,000の町でありますので、職員も100名ぐらいでありますので、そう細分化しなくてもいいんじゃないかというふうなことで今から検討してまいります。いろいろご指導いただきますようによろしくお願ひします。

議 長 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。この着用の規定ですけど、そういった文章化するようなことは考えていないんですかね。そういった規定は考えてはいないんですか。

議 長 町長。

町 長 はい。そういったいわゆる制服を支給することとなりますので貸与規定等、あるいは災害に関連する決まりごととはつくる必要があると思いますが、現段階ではそこまで検討に至っておりません。以上でございます。

議 長 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。次に3番目のですね、小型無人飛行機のドローンとその災害対応にできないかということですので、前質問したときに、河川に川棚川あたりに監視カメラを付けませんかというふうな質問をしたと思うんですけど、そのときに、なかなか財政的に厳しいというので無理やったんですけど、今現在こういったドローンがあちらこちらで活用をされております。そういった中で役場においてドローンをする、行かなくても川棚川の水位がわかったり、あるいは付近の交通渋滞とかそういったものが、役場に居ながらしてたぶん見れると思うんですよね。新たに新庁舎ができますと、そういった防災対策室あたりが設けるようになっておりますので、大きなモニター画面あたりを通じてそこで一堂で皆さんが情報共有できるというふうなことが考えられるわけですね。だから、町内にも団体とか個人で持っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、先ほどの町長の答弁がありましたように、何かの検討をしていきたいということでしたので、あとは検討をしていってもらいたいと思います。

4番目です。退避判断基準ですけど、一応消防の管理マニュアルに書いているということですけど、この地域防災計画書の中には消防計画としてちょこっとしか載ってないんですけど、この地域防災計画書の中にはそういったものは載せなくてもいいんでしょうかね。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それではお答えいたします。地域防災計画書における記述よりもですね、安全管理マニュアルというものを作成しております

て、これは冊子で9ページになるという、そういった冊子であります。これにつきましてはあくまで具体的にですね、わかりやすくということを目指して書いておりますので、こういった9ページ程度の冊子ですね、意識の共有化、共通意識を持っていただく方が防災計画書の中において記述するよりもですね、適当ではないかというふうに考えております。以上です。

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい。そういうことでしたらはっきりですね、そういう中に退避判断基準というのがあるわけですので、そこはしっかりやっていただきたいと思います。

それから5番目の学校体育館は災害時の避難所になっておりますけど、備蓄倉庫ですね。一応先ほど役場、それから指定避難所、自主防災組織のところにはそういった5年計画で計画をするということがありましたので、その中にですね、学校の方も入れていただければと思います。

それとこの学校に関してですけど、学校でですね、防災教育あたりはですね、どのように行っているのかですね。避難訓練はされていると聞いておりますけど、防災教育あたりはどういったことをされているのかですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。防災計画について事詳しく質問をいただいておりますので、防災教育についての質問は想定しておりませんでしたので、これは当然教育委員会、あるいは学校現場でどうされているのか、教育長も答弁の準備はしてきていないと思いますので、大変申し訳ありませんが、答える材料を持っておりません。

それから3番目にですね、ドローンの関係で質問がありましたけれど、川棚川が監視できるような監視カメラを役場に設置するという事は、これは新庁舎建設の中で計画をいたしておりますので実現できると思います。それからドローンを活用してということで、団体や個人とということでおっしゃいましたけど、団体については例えば川棚町建設事業組合であるとか、あるいは東彼医師会の先生方であるとか、そういった方々については大規模災害時の応援協定は結んであります。したがって、ドローンを

持った団体についてとそういった協定を結ぶことは可能であります、個人については若干どうかというふうに考えておりました、個人とそういったドローンを活用して災害時に対応するということは考えておりません。

それと、先ほど堀田議員は役場に居ながら現地を見れるということですけど、役場の中でドローンが操縦できるんですか。大変、できるんですかといったらまずいんでしょうけど、ちょっと想定できませんので再度そこから辺のことについてご提言をいただきたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 室内ではちょっと無理だろうと思うんですけど、外に例えば玄関先において、そして画面を送信することはできるんじゃないかと思うんですけど、その辺ちょっと私もよくわからないですけど。それを持ってすぐできるんじゃないかと思っております。そこはちょっと私も調べてみないとよくわからないと思いますけど、一応ドローンを操縦しながら、画面で見られますので、それを持って行って見られるかどうかその辺まではちょっと確認をしておりません

それとこの地域防災計画書ですね。これは平成27年に策定を修正をして作成をされております。それで今現在5年ぐらいなあって、防災の警戒レベルとかそういったものが変化をしております。そういった中で、その中でのですね、修正っていうか、あるいはまた新たに出すことは考えていらっしゃるのでしょうか。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。この地域防災計画書につきましてはですね、毎年見直しを行っております、ただこれはですね、あくまで枝葉の部分であります。例えば部署の名称が変わったりであるとか、そういった枝葉のそれとか対策を講ずべき危険箇所の状況に変化があったとかですね、そういった細部についての修正を毎年必要に応じてやっているという、そういう状況であります。

それで堀田議員がご指摘のようにですね、特に今年に入って大きく変わったのが、警戒レベルが5段階になって気象台から発表される。それに

基づいて各自治体は適切な対応をしないとイケない。これが非常に根本的に変わったと言っているのではなかろうかなと思っておりまして、これが実際に私共、今回5段階のレベルというものをいろいろ出していただいておりますね、その都度どのように対応するのか非常に悩ましいものとなっております。それで少なくとも今現在の地域防災計画書にはですね、その5段階レベルというものは当然反映しておりません。これはですね、やはり計画書の中においてですね、見直すべきところだろうというふうに考えております。そうしたことも併せてですね、この計画書、この体系的なものも含めてですね、見直すべき時期に来ているというふうには考えておりますので、その点につきましても検討させていただきたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 いろいろ情勢が変わっておりますのでですね、改善が必要な分は改善をして見直しをしていただきたいと思います。

次に2番目ですね、返納者に対して支援をとということでございます。県下ですね、そういった支援の状況を見たんですけど、町としては長与町ですね。長与町、それから波佐見町、新上五島町が町レベルでは支援をされております。長与町ではスマートカード1枚3,000円分を交付したり、西肥バスのそういった路線バスが乗り放題になるリフレッシュパス65というのがあるんですけど、そういったものを配布をされております。波佐見町も65歳以上に1万円分を助成をするというふうなことでしております。

ただ、川棚町はですね、生きいきタクシー利用券がありまして、これが75歳以上なんですね。非課税家庭が該当するのであって、全員が該当するわけではないわけですね、75歳以上。だからこの返納者の場合はそういったことは関係なくですね、そういった利用の方法ですね。バスとかあるいはタクシーとか、そういったものはできないかということですけど、検討する時期に来ているんだろうということですけど、ただ、こういった波佐見町がやっているとか、あるいはタクシー利用券を別枠としてですね、生きいきタクシーの制度じゃなくて別枠として返納者に対して年齢関係なく、あるいはそういった課税措置とかは関係なく配布することはでき

ないでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。他の自治体の施策を参考にしながら今後制度構築をして、来年度から実施をしようということで先ほど申し上げました。その中で今から検討しますが、これは自主返納者に対する支援措置でありますので、そこに年齢制限を加えるとか、あるいは所得制限を加えるとか、そういったことは考えておりません。新たな制度の構築ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長 堀田議員。

1 0 番 堀田 その中でですね、金額面もあるかと思うんですけど、ほかにタクシーの利用券とかあるいは電動補助機付自転車、あれが何万円するのかな、7万ぐらいするんですかね、そういった中での補助。これは他所のところでは上限が2万円というふうなことをされております。先ほど言いましたリフレッシュパス65というのが西肥バスですね。1年間定期で3万4,800円だそうです。4ヶ月定期で1万7,400円ですね。そういったのもあるんですね。だからタクシー券ばかりじゃなくてそういったことも含めたそういった対応をお願いしたいと思います。

あまり時間もありませんので、もうこういった先ほどの防災体制の整備についても今から十分な検討をしてまいるということです。それから、免許返納者にも次年度から検討していくということですので、それを期待して私の質問を終わらせていただきます。

(1 1 : 5 6)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 5 6)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、田口一信議員。

3 番 田口 議席番号8番、田口一信です。私は小児科の医療体制について質問をいたします。

町内の小児科の開業医の先生が急に亡くなって、町内の小児科医療は長

崎川棚医療センターだけとなりました。しかし、町民には、利用しやすい小児科医院の存続を望む気持ちが強いと思いますし、子育て対策に力を入れる本町としても、小児科の医療体制の維持は重要な課題であると考えられます。

亡くなった先生のご家族が、跡を引き継いでくださる医師を探しておられるようでありますけれども、川棚町の人口規模からみて病院経営が成り立つのかどうかなどの心配があって、なかなか跡を探すのに苦労しておられるようであります。そこで、次の3点について質問をいたします。

まず1点目、引き継いでくださる先生の経営に対して、町として、小児科医院に対する支援措置を講じる考えはありませんですか。

2点目、小児科医院の存続に努力すべき義務を負うのは、ご家族ではなくて、子育て対策に力を入れる町行政の方であると考えられますので、町が企業誘致をするくらいの気持ちで、小児科医院の誘致に積極的に動くべきではないでしょうか。

3点目、これまで小児科医院が成り立っていたことを考えると、町が経営しても成り立つはずでありますので、施設を町が引き継ぎ、医師を雇用して町立診療所を開設する方法もあると思います。そういう方法を検討してはどうでしょうか。以上、質問いたします。

議 長 町長。

町 長 田口議員の小児科の医療体制についてのご質問にお答えいたします。ただいま議員が述べられたように、町内の開業医の先生が急にお亡くなりになり、子育てに力を入れている本町といたしましても大きな衝撃を受けているところでございます。改めて先生のご冥福をお祈り申し上げますとともに、できればご家族の意向に沿った形での病院経営が継続されればと、このように願っているところであります。そこで3つの質問をいただきましたので、それぞれ答弁をさせていただきます。

まず①の「引き継いでくださる先生の経営に対して支援措置を」とのことではありますが、特定の医院に対する支援措置については、既存の医院との均衡上考えておりません。

次に②についてでございますが、現在川棚町におきましては、主たる診療科の中で小児科以外にも存在しない診療科は複数ございます。また、長

崎川棚医療センター内におきましても、呼吸器科をはじめ医師の不足が発生している状況であると聞き及んでおります。

このような中、子育て対策と同様に健康長寿を目指し高齢化対策にも力を入れている本町といたしましては、不足をしている医師の確保に向け、長崎県福祉保健部の医療政策課をはじめ、郡医師会や県央保健所等々、情報の交換や収集を行っているところであります。ご質問の小児科医院の誘致に町が積極的に働くべきではないかということにつきましては、これまで築き上げて来られた医院をどういった方がどういった方に、どういった形で引き継ぐかということは、当然ご家族の希望や条件があることであり、ご家族が懸命に相手先を模索されている現在においては、むしろその経過を見守るべきではないかと、このように考えております。

次に③の「医師を雇用して町立の診療所を開設してはどうか」とのご質問であります。本町におきましては平成30年7月に長崎川棚医療センターにおいて小児科外来を開設していただいたばかりであります。また、先ほど申しましたように、医師及び看護師等病院スタッフの確保にも困難が予想されることから、町立での診療所の開設は考えておりません。

なお、この件につきましては個人情報が含まれておりますので、ご家族の意向を、同意を得た内容のみについて答弁をさせていただくことを申し添えておきます。以上でございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 3点目のですね、町立診療所に関してですが、今は医療センターにあるからってということだけが理由のようですけども、何て言うかな、具体的などいうかな、一応のそういう町立診療所の経営が成り立つはずだと思うんですが、成り立つのかどうかというような、そういう検討はされてはいないのでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。町立診療所が成り立つかどうかの具体的判断はしておりませんが、現在町立診療所があるのは長崎県内では離島のみでございます。たぶん離島の小値賀と新上五島町ではないかと思えます。町村の中では、そういうことを考えますと、町立での診療所の経営は困難ではないかと私自身そのように考えております。以上でございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 診療っていうのは診療報酬による、収入っていうのは診療報酬によるものだと思うのでですね、民間でも町営でも同じ点数じゃないかと思っているんですけども、もし成り立つのが困難だという今の答弁ですと、個人病院も成り立たないんじゃないですか。来る人がいないんじゃないですか。

議 長 町長。

町 長 はい。今回の小児科の件につきましては、その対応を副町長に任せておりますので、副町長の方から答弁をさせます。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。私、直接ですね、その医院のご家族の方とですねいろいろお話もさせていただいております。その中でやはりプライバシーに関わる部分もありますので、そういったところまでは踏み込めないんですが、お話できる部分でお答えさせていただきますと、まず、大変ですね、今まで成り立って確かにいました。ただ、ご家族の方もですね、相当な苦勞、経営努力をされて苦勞されて今までやってきたということをお伺いしております。そうしてやっていらっしゃる中で、そういう医療に関する十分なノウハウもなく引き継いで町ができるというふうには、失礼ですけどちょっと考えにくいのではないかとというふうに考えております。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 私が言いたいのはまさにその点でありましてね、ご家族の努力に甘えているような考えは良くないんじゃないかと思うんですよ。確かにものすごく努力されて経営をされてきたと思いますよ。しかしですね、それに任せる、そして今後もですよ、個人病院のどなたか来ていただいたら、その先生は同じようにものすごい努力をせないかんわけでしょう。おそらく普通に考える以上にとにかく。それでいいんですかということを知りたいわけです。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。どなたが見えてもですね、そう簡単に経営ができるということではないだろうとは思いますが。ただ、ご家族がどういった条件でどういった方に引き継ぐのかということについてはですね、やはりそのご

家族のご意向が一番大事だと思いますし、その条件次第で経営が成り立って行くのかどうか。その辺はですね、ご家族の方もですね、ぎりぎりのところまで自分達も考えたいとおっしゃっていますので、その経緯を見守っていききたいというふうに考えております。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 2点目に言いましたようにですね、ご家族の方は努力はされていると思いますけれども、なにもご家族は努力はせんでもいいわけですよ。このまま廃院になってもいいわけですよ。何もしなくてもいいわけですよ、ご家族は。努力をする義務はないでしょう、ご家族は。町内に小児科医院をほしいと思っているのは町民でしょう。町民の声を代表するのは行政でしょう。ご家族ではないはずなんです。だから、ずっとご家族の努力と言われますけど、それは大事ですけど、そうじゃないんじゃない、それに任せるべきではないんじゃないですかということをおっしゃりたいわけですよ。もっと町の方が主体的に考えるべきではないですかということをおっしゃりたいわけなんですけど、どうでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。私、ご家族の方が義務で動いていらっしゃるとは思っておりません。自分達の今まで築いて来られた医院をどうにかして残していきたいということで動いていらっしゃるのであって、町に対する義務感でされているのではないというふうに考えております。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 もちろんそういう気持ちはですね、非常に大事だとは思いますが。しかし結局はですよ、できませんでしたでも何も言えないわけですよ、私等としてはね。ご家族がいろいろあれこれ考えたけども、結局はできませんでした、断念しましたと言われても仕方ないことですよ。我々はどうしようもない。そのことを責めるわけにはいかんわけですよ。しかし、現実には町内に小児科医院がなくなってしまうたら町民が不便を被るということがあるわけでしょう。だからそれを任せとっていいんですかという、そこなんですけど。考え方は。

議 長 副町長。

副 町 長 もちろん町としても小児科が医療センターのみになるという

のも困りますし、例えば1歳児半、3歳児の乳児の健診等も行っていただいておりますので、そういった点で非常に困ることは出てまいるのは事実でございます。ただ、ご家族の方もですね、今までも努力しておられますし、今後ですね、そうしたお医者さんを斡旋するような業者にもお願いしようかと。しかも県外の業者でございますので、今まで県内であたっていたものが、もうちょっと幅が広がる、範囲が広がるということもございます。そこはやはりそういったところで斡旋をいただいて、条件面を詰めて、もちろん人柄とかそういうものも条件に入るかもわかりません。そういったことをまずはご家族がどういった方にお任せしたいのか、そういったところを詰めていただくというのが第一かなというふうに考えております。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 ちょっと戻りますけれどもですね、結局いろんなそういう斡旋をされるようなところに頼むにしてもですね、いざ行こうと思われる先生はですね、まさに最初に書いたように成り立つのかどうかという、赤字でもやろうという人はおらんでしょうから、やっぱり川棚に行って小児科医院を経営して成り立つのかどうかという見込みがですね、立つのかどうかというのがその先生にとっては大事なことじゃないかなと思うんですよ。なので、そういった見込みが立つかどうかというのは、例えば現在の診療人数がどのくらいだとか、年間このくらい、あるいは子どもの数が何人、毎年何人生まれていて今後もこうだからというような具体的な計画を作って話をしないと、いざ来ようかという先生もですよ、納得してやりましょうかという気持ちにならんのかなと思うんですよ。だから最初から言いました、町として何か具体的な、診療所としてもいいですけども、経営について具体的に考えていますかと聞いたのはそこら辺なんですけど、先生を呼ぶためにも、具体的にこれこれこういうふうになれば成り立ちますよという計算をしてから呼ぶように、ご家族にそういう情報提供してもいいんでしょうけど。行政側が持っているわけでしょう、子どもの将来人口とかね。そういう具体的な計算を、見込みを立てるべきじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。まさしく採算が成り立つかどうか。やはりですね、施設があります。もともと抱えられていたスタッフの方もいるでしょうし、それをいくらで譲るのか、あるいはお貸しするのとかかですね。そういうところがやはり経営が成り立っていくかどうか。そのあと患者の方とか、その辺がどうかというのはあるでしょうけど、まずは初期の投資がどうなのか、その辺のお話というのはやはり本人さん同士でやっていただく必要があるだろうと思います。それから今後につきましてもですね、どれくらい患者さんがいらしたのかとか、その程度はある程度はですね、当然ご家族の方も把握はしていらっしゃると思います。

ただ、今後どうかとかですね、例えば川棚にいらしたとき、ご家族もいらっしゃるでしょうし。そしたら子どもさんの学校がどうかとか、そういうふうなですね、いろんな情報提供はできると思います。ある程度具体的な話が進まないで、どういった情報をお出しすればいいのかというのも固まらない状況ですので、その辺が固まってくればですね、町の方から積極的にでもですね、お出ししていきたいというふうに考えております。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 見込みとかが本人同士の、ご家族とお医者さん本人同士の話ということに任せていいのでしょうかというのが疑問なんですけどもね。そして、それでもあれでしょう、成り立たないとなったら来ないということでしょう、結局は。経営がですよ。経営を成り立たせるためにですよ、成り立たせるために何かが必要なんじゃないかとは思われないんですか。全部任せとっていいんですか。本人同士の話にですよ。任せとっていいわけですか。そこら辺がわかんないですけど。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。今そういった活動をされているところですので、もし要請があれば何かこういったことを町の方でやってもらえればというのがあれば、やれないことはないと思うんですけども、今のところはやはり自分達で動かしていらっしゃいますので、そこをまず進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。確かにお医者さんが開業されるのは経済原則ではある

かもしれませんけれどもですよ、最近は開業医を望む先生がなかなか少ないような状況にあるというふうなことも聞いておるんですけれどもですね、全部経済、いわば経済原則に任せるという考え方でいいものかどうかというのがちょっと私は疑問なんですけど。特にこういう重要な子育て対策というのを、町としても重要施策なので、それを担っていただくのに、しかも補助とかも考えないということなんですけど、全部任せていいんですかというのが疑問なんですけど、どうでしょうか。

議 _____ 長 副町長。

副 町 長 繰り返しのようになりますがいろいろな人、ご存じのお医者さんとかですね、いろいろな伝手を使ってですね、いろいろ相手先といいますか、来ていただける方を探していらっしゃるところでございます。本当に金目のことだけではなくてですね、やはり人物重視だとか、いろいろ家族の方も考えていらっしゃいますので、繰り返しのなりますがまずはそこ、私としてはですね、可能性、範囲も広がりますし、今までよりは可能性としては出てくるのではないかなど。ただ、今後の話ですので、それがだめだったらどうかとか、今のところはまだ考えていないところでございます。

議 _____ 長 田口議員。

8 番 田 口 結局それで1点目の方に関連してきますけども、いろんなお話の中でですね、どうしても設備投資がこれだけ足りないとかいうふうな話とかもあったときにですよ、それを補助するという考えもあり得るのではないかと思いますけども、それはそれでなにも小児科医院に限らない措置でもよいのかもしれないと思うんですがね。ほかの町でも初期投資に補助金を出すような制度をつくってあるところもあるようでありますけども、そういったそのご家族が詰めていってですね、どうしても来ようという先生が、初期投資にこれだけ補助金をほしいというような希望を持たれるということになれば、それは町としても考えるべきではないかと思うんですけども、そこら辺はどうなんですか。まあ、仮定の話みたいなもんですけども、なかなか厳しい経営状況だと思うとすればですね、やっぱりそういう話が、設備投資に助成をとという話が出てきても不思議ではないと思うんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。補助金が適当なのかどうかわかりませんが、相手方ももし引き継いでいただける方が特定されればですね、どういったことが条件だとか、その辺は条件次第で町としてできることとできないことはあるうかと思えます。

議 長 町長。

町 長 私の方からちょっと補足をさせていただきます。今、今回の小児科医の開業医の先生の跡継ぎの話なんですけど、今、経営面だけでいろいろ議論をしていただきましたが、川棚町においてはこの小児科医だけじゃなくして耳鼻科もそういった状況に現在あります。また、川棚医療センターにおきましても先生方がいないということで、例えば呼吸器科が今なくなっている状況のようでございます。そこで、こういったことは町内の開業医の先生方の後継者を調査をしてみますと、今後もそういったことが危惧されているところでもあります。そこで町といたしましては、こういった問題について郡の医師会、あるいは県の福祉保健部の部長等と協議をいたしまして、対策を練っているところでもあります。

今回の田口議員がおっしゃったこの件につきましては、やっぱり今はご家族の意向に沿って、それを見守り、あるいはその中で町が手助けをすることがもしできることがあるとすれば、それはその時点でまた検討していく必要があるのではないかと、このように考えております。町が何もせずにぼーっと見ているということじゃなくして、しっかりと副町長に対応させておりますので、その旨申し添えて答弁とさせていただきます。以上でございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。今言われたように小児科だけじゃなくて、いろんな開業医の先生方ですね、体制が非常に心配な状況にあるという認識はあられると思えますのでですね、それを完全に任せるだけではなく、町としてしっかり考えていっていただきたいと思えます。それに、今も少し出ましたが、国立川棚医療センターの方もですけども、やっぱり夜とか救急の体制が不便だという感じがあるにはあるんですね。そこも考えていっていただきたいなと思っております。それに、国立病院の先生方も町外にお住い

の人がおられると思うのでですね、多いというように聞いていますし、やっぱり町内に住んでいただくという体制も、より、例えば町営住宅を活用するなどして、より対応していただきやすいような体制をバックアップするということが必要なんじゃないかなと思っております。ので、ちょっと話が広がりましたが、そういった体制、医療体制の整備についての、町がいかに関与していくかというその体制についての考えをもう少しお聞かせいただければと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。今後のことになると思いますので、もう具体的な策というのは現在持ち合わせていないんですけど、そういったさっき言いましたような危機的な状況には今後なりつつあります。そこで先ほども言いましたように、こういった状況になっているのは医師の確保が非常に難しいということがまず第1点目でございます。そこで、この医師の確保については、当然当該、例えば川棚医療センターにおきましては、医療センター自らが努力をされておりますけれども、やはりそれについては町といたしましても地域医療のやっぱり確保ということを考えますと、県と一体となってその確保に努めるということは当然必要な努力でありますので、今後そういったことを考えてみたいと思います。それから、今こういった状況で小児科医の先生方が不在ということになりますと、特に小学校の健診、いわゆる予防接種とか、あるいはそういった健診あたりが非常に困ってきているわけでございます。そういった中で、学校医に対するいわゆる助成制度、例えば学校医に対しては報酬をいくら支給するとか、そういったことが決められておりますので、これを他町と比較をいたしましても、必ずしも高くはありません。そういったことは他町に準じるような形で報酬を引き上げるとか、そういった対策も今後練っていかねばいけないと、このように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 田口議員。

8 番 田 口 町内の医療体制の維持というのは非常に重要事項でありますので、引き続き力を入れていただきますようにお願いいたします。以上で終わります。

(1 3 : 2 9)

議 長 次に、波戸勇則議員。

1 3 番 波 戸 1 3 番、波戸勇則です。通告書にしたがい「川棚町観光地づくり実施計画」について質問いたします。

令和元年8月3日の長崎新聞に掲載された記事の中に、7月30日の長崎県観光審議会において、本町が策定した「川棚町観光地づくり実施計画」を承認したとあった。

この中で本町は、「滞在型周遊観光の推進」を掲げ、地域資源（戦時遺構群）を活用した観光地づくり、訪日外国人誘客と消費拡大などを提案している。

委員からは、「戦時遺構群のメッセージの伝え方は慎重にした方がいい」、「商店街に誘致するために、キャッシュレス化と免税対応を進めるべき」などの意見があがっております。

本町においては、平成30年度の実績といたしまして、延べ観光客数46万7,854人、宿泊客数2万4,910人、うち外国人47人、観光クルーズ船周遊者960人、訪日外国人向け旅行プラン2プラン、戦時遺構ガイド受入れ496人、観光消費額は31億9,720万ほどとなっております。

この実施計画書の中では、「この町とまれ！かわたな観光消費50億プロジェクト」とされ令和3年度までの計画で、目標とされているのが延べ観光客数50万人、延べ宿泊者数3万人、うち外国人500人、観光クルーズ船周遊者8,000人、訪日外国人向け旅行プラン3プラン、戦時遺構ガイド利用者900人となっております。しかし、この目標達成に向けては、本町の現状から考えると多くの課題があると思いますが、今後、戦時遺構群の活用や商店街との連携、また、本町と観光協会や町民との関わりなど、滞在型周遊観光の推進をどのように進めていくのか、本町が策定したこの実施計画書について次の点についてお尋ねします。

①承認された実施計画の内容は。

②戦時遺構群の伝え方については委員から意見が上がっているが、戦時遺構のボランティアガイド協議会の方との意見交換などの予定は。

③商店街のキャッシュレス化と免税対応については、どのように進めていくのか。

④東彼3町のグルメや観光地を利用した周遊型の観光ルートづくりを業者に委託するなど検討できないか。以上、質問いたします。

議 長 町長。

町 長 波戸議員の「川棚町観光地づくり実施計画」についてのご質問にお答えいたします。本町におきましては戦時遺構群などの地域資源を活用することによって、交流人口の拡大を図り、地域活性化を推進するために観光施設の整備を随時進めているところであります。

そのような中、近年クルーズ船のお客さんが大型観光バスで大崎くじゃく園に来園されたり、片島公園への来園者も年々増加傾向にあります。しかし、大崎くじゃく園は施設の老朽化により、特にピーコックなどは利用を中止しているところであり、また、片島公園は来園者のおもてなしができる施設が全くない状態でございます。そこで、両公園の施設の整備を早急にする必要がありますが、財源の確保が大きな課題となっております。

そのような中、この度、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金の交付が受けられないか、県の観光振興課に相談をしておりましたところ、当該補助金の交付を受けるためには、町が策定した観光町づくり実施計画を知事の諮問機関であります長崎県観光審議会に諮り、承認を受ける必要があるとのことでありました。そこで「川棚町観光地づくり実施計画書」を策定し、この度、承認を受けましたので、補助金の交付申請をしたところであります。

①では、承認された実施計画の内容についてご質問いただきましたが、この計画はタイトルを「この町とまれ！かわたな観光消費50億プロジェクト」とし、滞在型周遊観光を推進することにいたしております。

事業の内容につきましては地域資源、いわゆる戦時遺構群などを活用した観光地づくり、訪日外国人誘客と消費拡大、観光情報の発信、まち中への周遊促進を基本的な考えとして、現状に対し目標値を設定し、主として大崎自然公園と片島公園について整備することといたしております。

事業期間としては令和元年度から令和3年度の3カ年の事業であります。なお、本事業につきましては関係する今年度の事業費を明日ご審議いただく一般会計補正予算に計上しておりますので、その折に資料を配布し、詳しく説明する予定としておりますので、ご理解を賜りたいと存じ

ます。

②の「戦時遺構群の伝え方について、戦時遺構のボランティアガイド協議会の方と意見交換などの予定は」との質問であります。戦時遺構群の伝え方につきましては、平成29年3月に策定いたしました「かわたな戦時遺構ガイドのすゝめ」というボランティアガイドマニュアルを基にそれぞれガイドをしていただいているところであります。また、平成30年度には長崎県文化振興課の学芸員を招いての研修会も受講していただき、当該研修内容に沿ったガイドをしていただいております。今年の6月には川棚町戦時遺構ボランティアガイド協議会が設立されており、協議会会議規則には活動の内容も規定されており、それらにしたがって活動がなされているところであります。

波戸議員のご質問は、審議会において委員から出された意見に対して、意見交換などの予定はとのことですが、現段階では実施しておりませんが、年度内にボランティアガイド協議会で勉強会が予定されており、その折に意見交換をしたいとこのように思っております。

なお、新聞報道にありました長崎県観光審議会における委員の「戦時遺構群のメッセージの伝え方は慎重にした方がいい」という発言につきましては、県担当者が「魚雷体験でもしないと誘客につながらないのでは」などの発言に対して行われたものでありますので、ただいま議員がおっしゃった質問の趣旨とはちょっと新聞記事が伝わっていないように感じております。

③の「キャッシュレス化と免税対応についてはどのように進めていくか」との質問についてであります。川棚町内には商工会会員の事業所が約300あり、現在東彼商工会においてキャッシュレス決済導入状況の調査が実施をされているところであります。状況といたしましてはPay Pay加盟店が4月末現在で49店舗、キャッシュレス、これはレジの対応ですが13店舗となっているようであります。このキャッシュレス化につきましてはノウハウを持った東彼商工会と連携し、推進していきたいと考えております。

④の「東彼3町のグルメや観光地を利用した周遊型の観光ルートづくりを業者に委託するなど検討できないか」との質問についてであります。

周遊型観光につきましては旅行業者によって造成されておりますが、この観光事業者の本町の観光スポットを取り上げていただくためには、いかに本町に魅力を当該旅行業者に伝えるかが重要になってまいります。

平成28年に開催されましたJRの長崎デスティネーションキャンペーンでは、県内全域において観光事業者を対象としたモニターツアーが実施をされ、本町におきましても多くの旅行事業者が観光スポットを訪れるとともに、くじゃく荘において地元産品を使った昼食をとっていただき、本町の魅力を伝えたところでもあります。その結果、旅行事業者が本町にも立ち寄る周遊観光プランを造成され、販売をされてきたところでもあります。本町では県内や福岡県の旅行業者に観光スポットを周知するための旅行事業者訪問や、旅行事業者を対象とした町内観光スポットのモニターツアーを実施したり、または観光関係におきましても連携してモニターツアーなどを実施して、周遊観光の造成に取り組んでいるところでもあります。引き続きこの取り組みを継続し、旅行事業者への周知を図るとともに、素材である観光スポットの磨き上げも必要なことから施設の整備を進めているところでもあります。したがいまして今のところ、周遊型の観光ルートづくりを業者に委託する考えはございません。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。今、町長が登壇の方で大概私の質問には答えていただいたのかなと思っております。

しかし、①のところは明日の補正で出てくるということで、内容的なところがあまり説明がなかったんですけども、やはり先ほど言われたクルーズ船の駐車場として、くじゃく園のドッグランの前を使っておられますけども、そこで昨年度960人が利用されたかと思うんですけども、以前、たぶん駐車場の係の、係だったですかね、大型バスの駐車場の方のための補正予算で20万ほど、警備員の補正が上がったと思うんですけども、その折にですね、議会の方からは物販なり何なりしてちょっと収益の上がるような方法を取ってくださいという質問もあったかと思うんですが、その周遊のバスを受け入れたときにですね、やはり物販をして、そこで収益を上げた方がいいと思うんですけども、その辺のご検討はされていないんで

しょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。この計画ではそういった検討もしておりますので、担当課長から答弁をさせます。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。波戸議員の質問にお答えします。前回補正で、駐車場警備員について補正をやったという実績があるということでした。それで物販等をしていくらかでも収益をとというご質問でありました。今回、この事業につきまして、くじゃく園にあります旧レストハウスにつきまして改装工事を計画しております。そこに令和3年度までに店等を入れまして、そういったところでいくらかでも収益があればということ考えてはおります。

あと、今現在、先ほど言われたドッグランの駐車場になりますけども、そこに入る大型バスにつきましては1台2,000円の駐車場代として今現在取っているところがございます。以上です。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 今、課長がお話されたレストハウスというのは、先ほど町長が言われたピーコックのことですかね。このピーコックが改装されて、物販等を検討されているということなんですけども、この販売をされる方はどこか想定をされているんでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 令和3年までにですね、実施する予定でありますので、現在実施に向けた調整あたり、今検討中でございます。以上です。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。内容的なものは明日の補正予算の折に出てくるかと思っておりますので、これ以上出てこないのかなと思っておりますが、②の先ほどの戦争遺構群のボランティアガイドの件なんですけども、ちょっと私が受け方が違うんじゃないかと町長は言われましたけども、やはり本町の戦争遺構群、ボランティアガイドの方がですね、小学生の方に平和学習とか、戦争遺構に訪れた方への案内をされていらっしゃると思います。また、ガイドの方は先ほど町長が言われたようにですね、戦争遺構の歴史を正しく伝えるために研修

会等に参加され、日々知識を深めておられると思っております。ただ、意見から、新聞で読み取った私の考え方としてはですね、やはり先の戦争で家族を失われた方、身内の方を失われた方とか、友人知人を失われた方もいらっしゃると思いますし、今から訪日の観光客を迎えるにあたってですね、この戦争に巻き込まれた国からもいらっしゃるかもしれませんので、そこら辺の協議会の皆さんと統一した考え方を持った方がいいんじゃないかということで質問をしておりますので、先ほど年内に研修を予定されているということなんですけども、その辺を含めて研修会とかをされるのでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。あとで担当課長の方から今の質問については答弁させていただきますけれども、今議員がおっしゃったようにですね、この新聞記事で意見として述べられておりますことが紹介されておりますけど、まさに先ほど言いましたように、そういった戦争遺構については子どもたちの理解、あるいは特に外国人に対してのガイドをする場合には、そういったいろんな背景を配慮してガイドをすべきだと。そのあり方については慎重にすべきではないかという意見が出ておりますので、そういったことについて今後十分ボランティアガイドの皆さん方とも共通認識を持ってガイドをしていただくということが必要でありますので、今後、協議会の中では十分議論を深めて、今後はそういった形でガイドをしていただくように努力をしていきたいと思えます。以上でございます。

議 _____ **長** 波戸議員。

1 3 番 波 戸 次に3番目のところなんですけども、今、町長から商工会と連携して進めていかれるということですので、そのまま積極的に進めていただきたいと思えます。その中にありました免税対応店、免税への対応ですね。これは結構川棚町全体を見回したときに難しいものがあるかと思うんですけれども、これは町内事業所と検討なり、どのように進めていかれるのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。担当課長に答弁させます。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。議員の質問は免税店についてということでの質問なんですけども、現在はまだ免税店については協議をしておりません。ただ、今後ですね、インバウンド受入れ等もございますので、協議はしていくところではありますけども、ただ、この免税店につきましては町自体が行うものではないので、その点を商工会あたりとですね、協議をしていきたいと思っていますところでありまして。以上です。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 最近はですね、韓国の問題とかありまして外国の方の訪日が少なくなっていると聞いておりますけども、やはりまだまだそういう日用品、赤ちゃんのおむつとかミルクとか化粧品の購買をされているという報道を聞いておりますので、この3年間の間に何か生み出されたらと思っておりますので積極的に進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、3町の観光について委託は考えていないということだったんですけども、やはり委託することによってですね、例えば今ありました戦時遺構、戦時遺構としては近隣には無窮洞や旧佐世保無線電信所、また、佐世保の鎮守府がありますので、これらを周遊するようなプランはですね、業者の方が作っていただけるのかなと思っておりますが、そういう川棚町から提案をされているということだったんですけども、こちらの方から積極的に業者にアプローチをかけて進めていくような考えはないのでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。波戸議員のご質問にお答えをいたします。先ほど町長から説明がありましたけども、答弁がありましたけども、そのほかに平成の29年、30年、まず29年に委託先を観光協会としておりますけども、このときにモニターツアーということで4回業者を招聘して、旅行会社になりますけども、4社を招聘してそういったことに対して計画していますか、をしております。また、平成30年度におきましては、これも観光協会への委託という形を取っていますけども、このときも2社、旅行会社2社に対してですね、モニターツアー2回を行っている状況であります。その中でですね、1度は見られた方がおられるんじゃないかなと思っておりますけども、旅行会社が発行したパンフレットっていいですかね、そういったのもですね、出回ってはおります。そこには虚空蔵とか、あと大崎

半島について、観光地を表した施設あたりが出ておりました。以上です。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。先ほどの答弁でだいたい理解できましたけども、全体を通してお聞きしますけども、今この事業主体がですね主に川棚町と観光協会が担ったような形になっておりますけども、やはりイベントや観光つづくりについてはですね、町民全体で取り組んでいく方が相乗効果が表れてくると思いますけども、本町にさまざまなイベントを行っている民間の団体もありますので、これらの団体とですね、横の連携をつないで官民一体となった方法でですね、取り組んでいくという考え方はないでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。今、議員からご提言がありましたように、やっぱり町あるいは観光協会だけでは力不足のところもありますので、幸いにして川棚町には地域活性化団体といわれる団体が数団体ございます。そういった皆さん方を一堂に会して、そして意見交換をしてより良い観光活性化ができるような提言をしてもらおうということで、今、私も考えているところであります。そういったことをぜひ今後して、そして観光の活性化に努めたいというふうに考えております。

それから補足して申し上げますが、周遊観光ができるいわゆる旅行ツアーですね、そういったことを、その造成に取り組んではどうかという質問がありまして、今のところ考えていないという答弁をいたしました。やはり例えば片島にしてもお客さんに来ていただいた場合、お客さんをもてなす施設が全くないんです。例えば一番の問題がトイレ、そういったことも全くございませんので、まずはある程度の施設を整備してから、そしてそういった事業の造成をしていただくということが必要ではないかと考えております。実は片島公園を都市公園化したときに、国道沿いに大きな立派な看板を作りまして、あれを見てお客さんが期待して当該片島に行かれたら、あまり整備されていなかったということで、大変批判も浴びたこともありますので、今後そういったことがないようにしっかりと整備をしてからそういったPRに進んでいきたいと、このように考えております。以上でございます。

議 長 波戸議員。

1 3 番波戸 はい。そしてですね、川棚はフリーW i - F i を4箇所設置してありますけども、やはり使える場所がかなり限られております。旅行者が立ち寄りそうな場所にですね、増設した方がよいと考えておりますけども、例えば今、駅前のトイレのところに設置してありますけども、商店街の中でも今W i - F i が届かない地域とかですね、町長が言われた片島公園の中といいましょうか、片島公園周辺とかですね。また、大崎のキャンプ場の一部ではですね、携帯電話もつながりにくい場所が一部ありますので、その辺にやはりW i - F i の設置等を考えることはできないかお尋ねをいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 冒頭町長の方から答弁で、観光情報の発信ということで話がありましたけども、その中にそういったW i - F i の施設をですね、設置する計画であります。まず1点目は片島です。片島公園にまず1つと、あと先ほど言われましたキャンプ場ですね。2基を設置をするように今計画しているところであります。以上です。

議 長 波戸議員。

1 3 番波戸 それ以外に使えないところがあると思いますので、今後調査しながら進めていただきたいと思います。昨日、一昨日か。一昨日なんですけども、ネットで長崎県川棚町ということで検索をしてみたんですけども、その中で大手旅行会社の観光スポットランキングというのが出ておまして、そのスポットランキングベスト10、川棚町のベスト10ですね。そのベスト10の中の8つの観光スポットがですね、三越地区と大崎半島に集中をしておりました。口コミの評価も良いものが多くありましたので、やはりこのことを考えるとですね、やはり情報発信の重要性が伺えております。ここで観光審議会や協議会などを設置していただきとは言いませんけども、やはり情報を共有してですね、さまざまな、先ほど言われた横の団体と連携を取って情報を提供し、それぞれ発信していただくことによってより広がっていくと思うんですけども、そのような連携も民間と取っていただくことは考えられませんか。

議 長 町長。

町長 はい。お答えします。先ほど、町内には地域活性化団体がいくつもありますので、そういった皆さん方と情報交換しながら今後の観光事業を推進していくという答弁をいたしました。それとまた別の話なんですか。再度質問をお願いします。

議長 波戸議員。

1 3 番 波戸 はい。内容的に同じなんですけども、やはり私、横の連携があまり今取れていないのかなと思ってるんですよ。川棚町のいろんな団体とですね。行政側と1つずつの団体はつながっているんですけども、この団体同士の横の連携がほぼ取れていないのかなと。そういうふうに理解をしておりますので、やはりその横の連携を取って、いろんなイベントはもうその都度その都度いろんな団体がされておりますので、そこを発信しながらこの横の連携も取って、お互いに発信することによってこの、1人が発信するんじゃなくて横から5、6人発信すればそれがさらに広がっていくということを考えておりますので、それでこうもうちょっと横の連携を取ってやっていただく方法を検討、やっていただけないかということなんです。

議長 町長。

町長 はい。お答えします。実は川棚町観光協会でもいろんなイベントを開催をさせていただいておりますが、そういった折には必ずイベント委員会を開催をされております。このイベント委員会は町内の各種各層の人達に集まっていただいて事前に協議をし、そしてその中からより良いイベントとされております。そこで町といたしましても、先ほど申し上げましたように、幸いにして地域活性化団体がいくつもありますので、そういった皆さん方を集めていただいて、今後協議をさせていただき、議員がおっしゃっているような体制づくりを構築していきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長 波戸議員。

1 3 番 波戸 はい。明日補正予算で上がるということなんですけども、令和3年度までの総額の予算というのはどれくらいを想定していいですか、どれくらいを予算的には確保といいたいでしょうか、予算付けをされる予定なんですか。

議 長 町長。

町 長 お答えします。この長崎21世紀まちづくり委員会の関係する補助金といいますのが、正式名では観光交流まちづくり推進事業といたしまして、3年間の継続事業で、最大で年間3,000万というふうになっているようでございます。今年度からスタートいたしますので今年度は、明日提案いたしますが約1,000万程度、そして全体事業費を3,500万ぐらいで見込んでおります。と申しますのは、この事業の県の補助率が40%でございます。あとの60%は町の単独負担となりますので、3年間3,000万ですが、9,000万は実施はできますけれども、そう本町の財源の負担ができないということから最小限に留めようということで今、失礼いたしました。5,800万を3年間で予定をいたしております。詳しくは明日議案の中で説明をさせていただきます。

議 長 波戸議員。

13番波戸 終わります。

(14:06)

議 長 以上で通告者の質問が終了いたしました。これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(14:06)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 堀池浩

会議録署名議員 山口隆